

仁保中学校いじめ防止基本方針

令和 6 年 4 月

山口市立仁保中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危機を生じさせるおそれがあり、決して許されるべき行為ではない。

また、教職員はいじめに対して、毅然とした態度で指導していく必要があり、いじめを受けた生徒（被害者）だけでなく、いじめを行った生徒（加害者）や、周りではやしたてる生徒（観衆）、見て見ぬふりをする生徒（傍観者）など、いじめを取り巻くすべての生徒たちの心に寄り添いながら、丁寧な対応をしていくことが必要である。

さらに、いじめを防止するためには、学校・家庭・地域がいじめに関する課題意識を共有するとともに、それぞれの役割を認識することが大切であり、子ども自らも安心して暮らせる豊かな社会や集団を築き、いじめを許さない風土づくりを進めなければならない。

そこで、仁保中学校では、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第13条の規定により、国、県、市の各基本方針を参考にして、本校の実態や実情を踏まえ、いじめ防止等の取組についての基本的な事項や取組等について定めた「仁保中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法第2条）

（2）求められる責務

○学校及び教職員の責務（法第8条より）

保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務がある。

○保護者の責務等（法第9条より）

子どもがいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。また、子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもを保護するものとする。

（3）いじめ防止の対策に関する基本理念

○いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうるという認識をもつ。

○いじめは、人間として、絶対に許されないという認識をもつ。

○いじめを確認（認知）した場合は、学校全体で迅速・的確・丁寧な対応をする。

○いじめ防止対策は、学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組む必要がある。

○いじめが確実に解決するまで、粘り強く取り組む必要がある。

(4) めざす生徒像

- ・さわやかな生徒（思いやり・あいさつ・愛のある言葉）
- ・学び合う生徒（かかわる力・協働する力・学ぶ意欲）
- ・たくましい生徒（活力・体力・やりぬく力）
- ※【仁保で育てたい子ども像】（幼保・小・中一貫）
 - ・仁保が大好きな子
 - ・自分で考えて動く子
 - ・人や物を大切にする子

2 仁保中学校の取組

(1) 校内体制の確立

① 「いじめ問題対策委員会」を設置する（法第22条より）

○趣旨

本組織を、学校におけるいじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」など、組織的な対応を行うための中核組織として設置し、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図る。

○構成メンバー

校長・教頭・全教員・事務職員・スクールカウンセラー

○取組内容

- ・いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」への組織的な対応
- ・通報やいじめ相談の窓口としての役割
- ・PDCAサイクルに基づく「仁保中学校いじめ防止基本方針」の見直し
- ・いじめ（疑いも含む）を発見した場合の緊急会議及び組織的な対応
- ・教育委員会等へのいじめの報告
- ・家庭、地域、関係機関との連携

② 指導体制の強化

- ・全教職員が、いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうる問題であることを共通認識するとともに、基本的な対応について理解しておく。
- ・いじめの対応に温度差が生じないように、全教職員が組織的・計画的にいじめ問題に取り組む。
- ・学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、平素から、管理職等への報告・連絡・相談を確実にを行うことを徹底する。
- ・状況に応じて、速やかにいじめ対策委員会を核として、組織的に対応する体制を整備しておく。

③ 教育委員会への報告・相談

- ・いじめ速報カードにより山口市教育委員会に報告する。（5W1Hの確認）
- ・重大事態に至りそうな場合または重大事態が発生した場合は、山口市教育委員会の「いじめ対策サポートチーム」と連携して対応を行う。

(2) 家庭、地域、関係機関等との連携

- ・「仁保中学校いじめ防止基本方針」について、PTA総会や学校運営協議会、地域協育ネット、青少年健全育成協議会、学校だより等を活用して、保護者や地域へ広く周知する。

- ・家庭、地域、関係機関等と、いじめの現状や課題について情報を共有し、協力していじめ防止等に取り組む体制をつくる。

(3) 警察との連携

- ・いじめが生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、法第23条6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない。

(4) 未然防止の取組

① 「心を耕す教育」の充実

- ・道徳科や学級活動等を中心に全教育活動を通して、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。
- ・授業や学校行事における人とのかかわり合う活動を通して、自己有用感を高めるとともに、人とよりよくかかわっていこうとする意欲や態度を育てる。

② 生徒指導の充実・強化

- ・校内研修や校内体制の見直しを通して、より良い生徒指導が行える環境作りを推進する。

③ 魅力ある学校づくり

- ・すべての生徒の「心の居場所」「絆づくりの場」となる学校づくりを推進する。

④ 教育相談の充実

- ・生徒に寄り添う教育相談を実施していくとともに、研修会等を通して、教職員のカウンセリングのスキルアップを行う。
- ・毎週、生活アンケートを実施することを通して、生徒理解を深化させる。
- ・SCによる「心理教育プログラム」を実施し、生徒の心の育成をはかる。

⑤ 生徒の主体的な活動の充実

- ・生徒会活動や学校行事など、生徒が主体的に活動する場を工夫し、いじめの防止等について主体的に取り組んでいこうとする態度を養う。

⑥ 『AFPYの5つの視点』に基づく授業づくりの推進

- ・「安全・安心」「課題設定」「ルール」「コミュニケーション」「達成感」の5つの視点からの授業改善
- ・体験活動からの人間関係づくり
- ・授業の「ねらい」の明確化と「めあて」に対する振り返り(授業評価)

⑦ 認め合い、支え合い、学び合う取組の実施

- ・授業や部活動等をはじめすべての教育活動において「認め合い」「支え合い」「学び合う」取組を実施し、自己有用感を高め、生徒の居場所づくりを行う。

⑧ 日常的な実態把握とかかわり

- ・生徒に寄り添い、授業や休み時間、給食、清掃活動などで、常に生徒とかかわり、信頼関係を築く。

⑨ 規範意識の醸成

- ・日々の生活指導において、自らを律し、社会生活を送る上で人間としてもつべき規範意識を身に付けさせる意識付けや投げかけを行う。

⑩ 保護者や地域住民との信頼関係の構築

- ・学校だよりやホームページ・メール配信、学校運営協議会等で、学校生活の様子を家庭や地域に発信するとともに、家庭や地域での様子も把握し、保護者や地域との信頼関係を築く。

⑪ 小中高連携の充実

- ・異校種間で連携し、積極的な情報交換を行う。

⑫ 情報モラルの意識向上

- ・山口県スマホ・ケータイ安全教室や校内情報モラル研修会を通して、情報モラルの意識を向上させ、SNS等のインターネット上でのいじめの未然防止を図る。

(5) 早期発見の取組

- ① 日常的な言動のきめ細かな観察
- ② 「カリオンの響き（生活ノート）」等からの情報収集
- ③ 毎週（木曜日）の生活アンケートの実施
- ④ 教育相談の充実（教育相談週間、スクールカウンセラーの活用等）
- ⑤ 悩みごと等の相談機関の周知

(6) 解決に向けた取組

① 初期対応

ア 管理職への報告

- ・管理職や生徒指導主任へ報告し、情報を共有する。
- ・市教委へ、すみやかに「いじめ速報カード」を提出する。

イ 関係生徒への聞き取り

- ・関係する個々の生徒の思いを受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

被害生徒

- ・信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・仕返しを恐れて真実を語れないということがないよう、いじめは絶対許されない問題で、教職員が全力で安全を守ることを伝える。

加害生徒

- ・いじめの具体的な行為を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
- ・聞き取りが長時間に及ばないよう配慮する。

周囲の生徒

- ・情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実を聞き取る。

ウ いじめ問題対策委員会の招集

- ・生徒がいじめを受けていると思われるときは、直ちに校長は「いじめ問題対策委員会」を招集し、聞き取った内容をもとに、以下のことを協議する。
 - a 被害生徒とその保護者への対応

- b 加害生徒とその保護者への対応
- c 他の生徒及び保護者への対応
- d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）
- e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

エ 対応上の留意点

a 被害生徒とその保護者への対応

被害生徒 〈共感的理解に基づく指導・支援〉

- ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等も含めて心のケアを行う。

被害生徒の保護者 〈家庭訪問による対応〉

- ・管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えを聞き取り、連携して対応する。

b 加害生徒とその保護者への対応。

- ・指導の経緯を明確にするため、原則として複数の教員で対応を行う。

加害生徒 〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

- ・叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせ反省させる。
- ・今後の被害生徒との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、約束させる。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら指導する。
- ・被害生徒に対して、謝罪の気持ちがもてるよう、粘り強く指導する。

加害生徒の保護者 〈家庭訪問または来校による対応〉

- ・管理職を含めた複数の教員で対応する。
- ・加害生徒が複数いる場合は、不公平感を抱かれることがないよう配慮する。
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該生徒の指導や支援について、共に考える。
- ・学校の指導や支援について説明する。
- ・被害生徒への謝罪等を相談する。

c 他の生徒及び保護者への対応

他の生徒

- ・いじめは絶対に許さないという姿勢を示し、学校全体の問題としてとらえさせる。
- ・観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じであることを認識させる。
- ・被害生徒に対する配慮について指導する。
- ・加害生徒への二次的ないじめ被害が起こらないように留意する。

他の保護者

- ・重大事態の場合、加害・被害児童生徒及び関係保護者の理解のもと、臨時の保護者会等を開催して、状況を説明する。
- ・加害生徒やその保護者を責めるのではなく、学校全体の問題として報告する。

d 関係機関等への支援要請

- ・山口市教育委員会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要請する。
- ・生徒の生命や身体が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察等と連携し、いじめられている生徒の安全確保のための必要な措置を行う。

e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

- ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
- ・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

② 中期・長期対応

ア 当該生徒の見守りと継続的な指導

- ・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する可能性があることから、当該生徒のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該生徒の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

イ 対応上の課題分析と指導体制の強化

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

ウ 「仁保中学校いじめ防止基本方針」の見直し・改善

- ・いじめの未然防止や再発防止に向けて、「仁保中学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う。

エ 進級・進学に伴う引き継ぎ

- ・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても確実な引き継ぎを行う。

オ 学校運営協議会への報告と支援要請

- ・学校運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。

カ 関係機関等と連携した対応

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。